

Title	遺産相続法と土地の分配 (二完)
Sub Title	
Author	瀧本, 誠一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1920
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.14, No.8 (1920. 8) ,p.1089(61)- 1109(81)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19200801-0061

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

を自覺するに至り所謂「依らしむ可し知らしむ可からず」の境遇より解脱せしことが、以上の經濟的財政的原因と結合して、佛國革命を勃發せしめしなり。即ち佛國革命は或意味に於て佛國人民覺醒の一大現象に外ならず。ヘーゲルの「革命は文運の復活 (Renaissance) を經ずして起る可きものに非ず」との言は實に千古不易の眞理なりと云ふ可し。

(註、十三) Kropotkin's The French Revolution, pp. 1-4 (完)

遺産相續法と土地の分配 (二完)

瀧 本

誠

一

我國徳川時代に於ては一般に長子相續法が行はれつゝあつたに拘はらず土地の分配は英國のソレの如き甚しき不平等を來さざりしのみならず佛國其他の國々よりも更らに大に平等にして、歐洲にて喧しく云へる大地主は勿論の事、中地主と稱すべきものすら殆んど皆無であつて、小地主中の最小なるものゝみであつたと云つて宜い位である。然るに其の時代の學者中には動もすれば兼併々々と唱へて、頻りに大地主の跋扈を憂慮するが如き言論を爲し、宛も今日歐米の學者が論じつゝあると同じ筆法に依つて、大地主が小地主を壓倒しつゝある事を憤慨する者も少なくなかつたのである。例へば水戸の學者藤田幽谷は其の「勸農或問」に於て「兼併の弊」と云ふ題目を掲げ「豪民ハ餘リタル財ヲ以テ貧民ヲ持分ヲ併セ取り、富者ハ益々富ミ貧者ハ益々貧ニシテ膏腴ノ地悉ク富豪ノ爲メニ吸ヒ取ラル」と云ふ様なることを痛言して居るのである。我國に於て兼併の弊と云ふことはアラユル

學者が異口同音に主張し居る所であつて、幽谷の意見の如きは唯たその二例に過ぎないのである、然るに實際の事實は前記の如く左まで疾呼して騒ぎ廻はる程の事にあらざるに多くの學者が何故に斯くの如き意見を唱へたる乎と云へば、ソレは時代が時代であつて、當時の百姓なるものは、田地の五反歩も所有すれば相當の地主として、一廉の地位を有するものと認められたることは前にも述べたる通りのである、文化文政頃の學者山片蟠桃は其の著夢の代に於て「倉の一棟も持つて居つて其の倉に一年食ふだけの儲蓄米があれば豪農の中である」と云へる位の話が實際農民の状態であつたのである、故にコンナ時代に五町歩か十町歩の田地(リッ)氏の小地主と云ふは四町歩以上四十町歩以下の地主であるを所有するものあれば、ソレコン今日の岩崎三井以上に世人の注目を惹いたのである、乃ち斯る時代の兼併論を持出して歐米の大地主論を同視し、彼の國々もソウなれば日本もソウであると論斷するは、心得違ひの甚たしきものであるが、今日現に斯くの如き謬説を唱ふるもの、少なからざるは、余の疑訝に堪へざる所である。

加之ならず徳川時代の學者が兼併々々と喧しく論じたのは、外に一ツの大原因があつたのである、ソレは他にあらず、此の時代の兼併は單純に多くの田地を買占めると云ふにあらずして、一種の異なりたる意味を有して居つたのである、其の事は「勸農或問」の所載に依れば

昔ノ兼併ト今ノ兼併トハ其ノ害ノ淺深異ナリ、昔モ田地ヲ買買スルト云コト出來テヨリシテ兼併ノ弊起ル也、……是ハ富豪、勢ニ乘シテ澤山ニ田地ヲ買取ル故ニ貧民ハ力及ハズ少シノ持分モナク、産業ニコマルト云フマテ也、今ノ兼併ハ然ラズ、富者ハ名ハ持分ノ高少クシテ、其土地ノ取買ハ多ク、賦役輕シ、貧者ハ名ハ持分ノ高、多クシテ實ハ其土地少ク賦役ハ重シ、富者ハ賦役ノ掛ラザル膏腴ノ地バカリ、兼併シテ隱田也、同シヤウナリ云々

と云つて居るのであるが、是れは平易に解釋すればコウ云ふ意味である、昔の兼併と云ふことは、富人が貧民の田地を多く買占めると云ふ單純なる事實なれども、徳川時代の兼併は百姓の持つて居る田地の中で、土地が肥へて居つて物の能く出来る場所のみ多く富人が買取つて、下田で物の出来きぬ悪い部分を殘して、之を百姓に持たしめ、政府へは此の下田の反別を多く云立て、租税の大部分を其の方の負擔となし、富人の買った田地は下田と公稱して、租税の負擔を輕くするのである、例

へば五反歩の田地を有して居る百姓が困窮して其の田地を富人に賣らんとする時には、富人は其の田地の全部を其儘に買入れず、田地の持主も亦全部を賣り渡すよりは少しにても自分の手に存し置き、所謂家督に離れざらんことを欲するが、一般の傾向であつたのである。右の五反歩の中、地味の悪しき所一反歩を持主の手に残存し、アトの比較的地味の善き上田四反歩だけを買取つて、其筋への表向きは五反歩の中、一反歩だけを買取りたりと詐つて、僅かにその一反歩の租税を負担し、賣人は五反歩の中、四反歩まで富人に賣つて仕舞つて、自分の持分は下田一反歩に過ぎざるも、表面は四反歩として、其の四反歩だけの租税を負担するのである。故に賣人なる貧民は下田を少なく持つて重い租税を拂ひ、買人たる富者は上田を多く持つて、軽い少しの租税を拂ふことになるのである。

右の如き方法で貧民の上田は富人に買取られて、租税は大部分、貧民の頭上に残され、富人は無税の上田を多く持つて、貧民は無地の租税を納むると云ふ不公平なる結果を生ずるに至つたのである。而して尙ほ是れよりも一層甚たしきは所謂頼納賣と稱する一種の賣買法であつて、此の法は田畑を實際悉く富人に賣渡して置

いて、舊持主は唯た名義上の持主となり、年貢諸役即ち總ての租税は皆その舊持主が負擔して居るのである。故に實際の買人たる富人は租税を全く免れて、田地を只た作り取にするのである。此れ等の不正手段は徳川氏の中世以來全國到る所盛行はれて、大多數の貧民は皆無地の租税即ち僅少の下田を所有して、之に二倍も三倍もある田地相當の租税を支拂ひ居るか、或は又甚たしきは一步の田地をも所有せずして、年々歳々重き公租を課せられつゝあるの奇觀を呈し、貧民は何れも其の負擔に耐へずして、悲酸の極に沈淪しつゝあつたのである。是れが明治年間に至り殆んど三千万圓に近き莫大の民費を支出せしめ、百五十八萬餘町歩の増反別を打出したる地租改正が、多少の苦情ありたるに拘はらず、農民大多數の満足を得て首尾よく成功したる一大原因であつたのである。

如上の事實に依つて之を看察すれば、徳川時代の學者が兼併々々と唱へて之を攻撃したるの主意は、單に大地主の成立を非難したのではない、則ち兼併その物に伴ふ必然的の害悪を認めて之を攻撃したのでなく、寧ろ此の時代に行はれたる不正非道のヤリ方を攻撃したのである。貧民に無地の公租を負擔せしめたり、下田に

重税を課せしめたりするが如き暴横の悪弊を矯正せんとしたるに過ぎないのである。故に徳川時代の學者に依つて盛に唱へられたる兼併論は、土地の分配が不平等であつた的確な證據とは見られないのである。漢儒は動もすれば兼併の害を論じ、貧者無立錫之地而富者連阡陌などの套語を提唱して頻りに土地の分配の均しからざるを憂慮し、例へば頼山陽の如きも「東家連倉列廩、牛欄馬槽、星羅其内、耒耜器械、鱗次其外、而西家則鶉衣百結、一嚮之麥、滂以草茅、夫妻分之、夫天下之田足以分於天下之民、而有餘也、然而如此、非民產不均乎」新策均田蓋籍篇と云つて田地の分配の平等ならざることを痛言して、其の匡救策を論じつゝ、あつて彼等の著作を二見するとき、我國に於ける土地分配の不平等は、如何にも甚たしく、其大小の懸隔は、英佛のソレにも過ぐるかと思はるゝが如き感なきにあらざるも、事實決して然らざることは、余が前述の記事に依つて自ら明白なるべしと信するのである。果して斯くの如しとすれば、我國の長子相續は英國のソレの如く土地の分配上に更らに何等の影響をも及ぼさざりしことは、是れ又疑ひなき事實である、而してソレは何故なるかと云へば、余は此點に於ては三つの重大なる原因があつたと信

するのである。

第一は土地の所有權の安全ならざりしことである。

第二は徳川氏の政策が大地主の存在を許さざりしことである。

第三は我國の地形が大仕掛けの耕作法に適せざることである。

先づ大體此三大原因に歸するものである。其他我國民の氣風が一般に小細工に適し、粗放よりは精巧を好むの風ありて、土地を耕作するにも園藝的にヤルと云ふの習慣あるが如きも、其の原因の一なるべく、又歴史的にも毛織物を用ひず、又肉食を爲さざる等の習慣が牧場の必要を感せざりし等の事も、勿論その原因の中に算へらるべきも、要する所其の主たる大原因は上記の三項に歸着するのである。余は今茲にその理由を略述すべし。

第一、我國維新前に於ては土地の所有權は甚だ薄弱不完全なる權利であつたのである。勿論之を所有する者は實際ソレ無雜作に取り上げらるゝ事は無かりしと雖も、幕府若くは領主國主城主等をも皆包含して廣義に使用すに何等か口實を設けて之を取上げんとすれば、何時でも不可能では無かつたのである。余は普天下之

下皆王土と云ふ事を法理上嚴正の意味に解するものにあらず、又明治六年地券を賜はりたるを以て始めて土地の所有權を得たりとするが如き俗説に與みするものにあらざるも、鬼に角維新前即ち徳川時代に於ける土地の所有權が薄弱不完全であつて、法律上明確なる保證もなく、輒もすれば權力者の爲めに侵害さるゝの恐れあつたことは疑ふ可らざる事實である、故に土地の如き萬一の場合に隠蔽する事も出來ず、又他へ運搬する事も出來ざるものは一般に權利觀念の薄弱なる時代に在ては、一人の手に廣大の買占をすることは頗る危険であつて、容易に出來ない事である、加之ならず世人の周知するが如く徳川氏は其の領内の百姓に向つて田畑の永代賣買を禁止し、之を犯したるものは賣買人双方とも重き刑に處せられたる上その田地は沒收せられたのである、而して此の法はその文面に於ては中々嚴重であつて、殊に名義を質入などに假托して、法網を遁るゝ事も出來ぬよふに質に取候もの作り取にして、質に置き候ものより年貢役相勤候得ば、永代賣同前之御仕置云々の個條を加へて、所謂「頼納賣」の奸策すら永代賣と見做して、之を嚴罰に處することゝなしありたるも、此等の事は徳川氏の他の法度と同じく、實際には少し

も行はれずして、徂徠が「政談」に云へる如く、或は讓與と名付或は借金の手形を拵へるなど種々の姦計を廻らして竊かに賣買し、奉行も亦その偽りを知りつゝ、之を許して居つたのである、故に永代賣買の禁止は實際之を勵行したるものにあらざるも、現に斯る法律が存在して居つて、而かも時々之を繰返して、犯者を嚴罰に處すべき事を令しつゝありたるが故に、之が爲め直接若くは間接に土地の買占を抑制し、富人が如何に莫大の田畑を買入れ度も、此の法律を恐れて手出しすることを憚りしなるべきは、理の最も觀易き所ならん、然らば此の法が空文であつても、事實地主の現出を沮止するの效果ありたることは余の辨を待たざる所である。

第二、徳川氏が大名の富強を畏れ、種々の手段を以て之を抑制しつゝありたるは、地主にせよ、富豪として社會的に勢力を有する者は相成るべくその存在を許さざるを以て施政の方針となしつゝあつたことは、是れ又事實の明證する所である、地方落穂集の著者は田畑永代賣禁止問題に付きコウ云つて居る、

田畑永代賣御停止の儀は家康公御治世の節より御掟と云へり。其譯は金銀多分持

たる諸浪人又町人百姓に限らず、金銀等にまかせ買取候はゞ、一村一郡をも買取るべし、然る時は其者の權勢強くして上を恐れず、一揆を起すべし、國郡騒動の種となるべき事、御考察あり、其上不如意の百姓は代々所持の田畑に離れ、退轉すべきを御不便に思召、堅く是を御停止あると云へり、厚き御惠なり云々

此の一言は、當局を憚つて婉曲に云廻はしあるも、其實は明かに徳川氏が大地主撲滅政策を取りつゝあつた真相を素ッ破抜いたものである、原來徳川氏の政策は多く皆其の先祖たる源家の舊法に遵由すると云ふのであるが、其の果して然るや否は且らく別問題とし、兎に角大地主撲滅政策は源家の舊法に據つたかも知れないのである、即ちその事に就ては「落穂集」の著者は更らにコンナ話を掲げて居るのである。

往古八幡太郎義家、奥州出征の節、下野國鹽谷郡に至りしに、此所に一人の郷士あり、其の住所は頗ぶる宏壯にして、四方に大門を構へ、廣き溝を穿ち、家人充満して、金銀財寶山の如くあり、武器馬具等澤山に儲へ、近所廻、餽皆な其人の持地にて、諸人大に之を尊敬して、威勢遠近に及び、之を稱して鹽谷の長者となせり、夫の義家將士と共に此の人の家に宿したるに、萬端の設備少しも欠くる所なく、何の用便も少しも差支ると云ふ事なし、義家奥羽平定の後、彼の者を其儘に置きては、謀反の中立共となり、又は自分にて一揆を起す事なきにも限らず、若其時に至りて騒ぎ立つるときは、人民の迷惑不レ可レ過レ

之とて、人を遣り、悉く之を打亡ぼして、僅かに其の跡を立てたるなりと云ふ、其の舊跡今に長者原と云ふ云々

此等の事實の有無は知らざるも、徳川氏か此の奇談の如く大地主の成立を非常に警戒し、小農保護の爲めに兼併の弊を防ぐと云ふ美なる口實の下に、常に大地主の出現を抑制しつゝあつた事は明白であつて、此の政策が土地の分配上に非常の影響あつたことは余の疑はざる所である、併しながら徳川氏の此の政策は大名の領内にも、一般に普及して、絶對に大地主の存在を許さなかつた次第にもあらざれば、前例本間氏の如き大名然たる大地主も偶には之れなきにあらざりしも、ソレは勿論例外であつて、我國の封建時代に農民の田畑が比較的平等に近かつたと云ふことは斷言し得らるべしと信ず。

第三、大面積の土地所有は大規模の耕作法を意味するのであつて、廣大なる土地の所有者は其の經濟的必然の結果として、大農法を採用せざる可らざるのである、然るに我國の土地は内地到る處高低又は斜面の場所多くして、米國は勿論英國其他に行はるゝが如き大規模の耕作法は或る特別の地方の外には容易に行はれ難

いのである。大農法既に行はれ難しとすれば、大面積の土地を所有することは到底經濟上の打算に於て許さざる所ならん。英國に於ては十二世紀の央より各都市に於て毛織物業者のギルド盛に發達し(Ashley, English woollen industry, P. 15)隨て羊毛の需用激増したるが爲めに畑地を牧場に變更するもの續出して、多くの資本を有する者は争つて小農の畑地を買収して、廣大なる牧場(主にも緬羊の飼養)を設置するの傾向を來したのであつて、是れが大地主の出現したる一大原因なりしも、我國は前に述べたる如く毛織物を用ひざりしと肉食を爲さざりしとの原因に依つて、牧場の必要を感せざりしが爲め、田畑を買占めて牧場に變するが如きは、全く思も寄らざる事であつたのである。徳川時代の農家に於ては其の祖先より廣大なる山林を所有する者なきにあらざりしも、是は多くは耕地にはなり難き場所であつて、而かも始めより小農の耕地を買潰して山林に仕立てたものにあらざれば、此の類の土地は今茲に問題として論述しつゝある土地の分配論若くは兼併論には何等の關係を有せざるのである。況んや其の所謂る廣大なる山林なるものも英國大地主の所有地の如く、三百エーカー以上リヅ氏の云へる大地主の最下限に及べるも

のは全國を通じて僅々數人に過すして、その大多數は英國小地主の最上限なる百エーカー(約四十町歩)以下の所有に止まるに於ておや、然れども山林の事は且らく措き専ら徳川時代の耕地に就て之を論ずるときは、その地形が大仕掛けの機械耕作法の如き經濟的經營を許さざるに依り、學者間に喧かりし兼併も、實際左程盛に行はれずして、大地主の出現も割合に甚た少なかつた所以であらう。

徳川時代の相續法は長子相續であつたに拘はらず、その土地の分配上に英國のソレの如き惡結果を及ぼさなかつたのは、全く前記の三大原因が常に有力に働きつゝあつた故である(但し英國に於ても土地の分配の不平等は長子相續法の結果ではないと云ふ議論のあることは前回に述べたことを記憶して置いて貰ひたいのである)然らば今日に於ては第一の原因たる所有權の不安定なる事は全然除去せられて、儼然と憲法及法律の下に保證せられ、何人とも雖も狼りに之を侵害する事を許されず、又其の第二の原因たりし徳川氏の大地主撲滅政策は今や嚆昔の一夢となつて之に類似する政策すらも行はれざる今日となりては、此の相續法は漸次英國の如き惡現象を生出するの慮りなきかと杞憂する者あらんも、余は今後我國

に於ては斷じて此の患なしと信するのである。ソレは他にあらず、英國に於て地主即ち所謂ランドロイドなる一大階級が成立し來つたのは、同國の商工業が今日の如く發達せず、單に土地を以て社會的地位の表章と認められて居つた時代の生産物であつて、今日尙或は地主が社會の中樞となつて居るが如き状態あるは、斯る時代の餘風が殘存して居るに過ぎないのである。今日の社會は最早ランドロイドの社會にあらずしてトレイード、ロイドの世の中である。自分に立錐の土地を所有せざるも、資本を有し手廣き事業を經營しつゝあるものは、商業王として大地主以上の地位勢力を取得することは頗る易々たる事であつて、文明世界に驅逐する者の一般に企望する所である。今日營利上より打算して比較的収益の寡少なる田地の大所有者となり、以てランドロイドの尊號を贏ち得んとするが如きは、云ふ迄もなく甚だ舊式の考であつて、將來大事業に成功せんとする手腕家の決して肯てせざる所なるべしと思はる。小農を以て國の誇とする佛國に於てすら今や放資の目的物として、土地を希望するものは、殆んど之れなくして、その價格は隨て大に下落し居ることは Jacques Dumas 氏か倫頓發行の Econ. Journal 第二十卷に記述する通

の事實であつて、英國に於ても亦土地に放資する者の年々に減じつゝある事は最も著明の事實である。果して然りとすれば長子相續法の效果は之に反對の效果を生すべき有力の原因我國徳川時代の如きがなかつたとすれば、過去に於ては土地の分配上に或は英國の如き甚だしき惡結果を招くべしとするも、ソレは全く十五六世紀乃至十七八世紀までの現象であつて、資本萬能時代の今日若くは將來に於ては決してあり得べからざる現象である。故に今日我國に於ては徳川時代に在りて長子相續法の惡結果を抑制し居たる三大原因中其の二ツまでも消滅し居るに拘はらず、該法の土地の分配上に及ぼす效果は英國の學者が同國のソレに就いて恐れたるが如き心配は、全然無用であると云はねばならぬ。況や將來は家族制度の遺風の漸次消滅するに隨ひ、長子相續法の如きものは一般に衰亡の運命を有しつゝあつて、英國の如きすら既にその兆候を呈し、近世は次第に分割相續に傾きてエントテールも亦遠からず全廢に歸せんとするの形勢なるに於てあや。

小農大農の利害問題は既に本論の初めに論じたるが如く學者間に未決の問題であつて、今日の所では何れの主張も一得一失にしてその優劣は明確に斷言する

ことは出来ないものである。然れども近世の農學者にして純乎たる經濟的利害より之を打算する者は概して大農法を利なりとし、Large Holding にあらざれば、近世的の經營法即ち新式の改良したる諸機械を應用して充分の利益を收むること能はずと云ふの說を主張するのであつて、此の說は主に英國農學の大家 Prothero 氏を始めとし、其の學派に屬する人々である。之に反し經濟的利害よりは寧ろ社會問題の點より之を考察する者は、一般に小農法を是なりとして大農法を排斥し、大規模の耕作法は其の必然の結果として Large estate の成立を認むるのであつて之か爲め、土地所有の不公平と之に伴隨するアラユル社會的の弊害を醸成するを免かれずと云ふのが其の論旨の要點である。獨逸の Levy 氏の如きは稍々折中の說を主張し、穀作には大農が利ありと述へつゝあるも、結局社會的に之を論すれば小農の愈れるに若かずとなして、小農賛成の論者なるが如く思はる。然れどもリヅ氏は此の問題は絶對の理論に依つて之を決することは出来ないものである。時代に依り國々に依り、各々其の場合に於ける特種の事情を斟酌考量して決すべき實際問題として居るのである (Large and Small Holding chap. xi を參看すべし) プロゼロー氏は佛國

小農の慘狀を説き、今日彼が如き小規模の農業を夢想するは時代錯誤であると云ふことを論じて居るが (Pioneers and Progress of English Farming P. 65 を參看すべし) 成程歴史的に經濟發達の沿革より之を評するとき、小農法は確かに Yeoman 時代の遺風であつて、新式の機械の工夫せられたる今日に之を維持せんとするは眞に時代錯誤に相違なしと雖も、ソレは則ちリヅ氏の云へる如く國柄に依つて言ふべきの意見にして、天然我國の如き地形に於ては假令經濟上の利害より打算して大農に利ありとするも、實際之を採用するに於ては多大の困難を感ぜざるを得ないのである。例へば今ま、ハルケット氏ステイム、ブラウを以て大仕掛けの耕作を爲さんとするれば、少なくとも二百町歩(五百エイカス)乃至四百町歩(一千エイカス)の大耕地を要するのであるが、我國に於て斯くの如き大面積の平坦なる田地を得るは甚だ困難であつて、ドコにでも之を使用すると云ふことは到底出来ない相談であると云はねばならぬ。

回顧すれば今を距ること三十餘年前我か政府御雇の獨逸學者マイネット氏は「日本農民ノ疲弊及其救治策」なるものを著はし、有栖川宮の御邸に於て各宮殿下の御

前に進講したるもの極めて痛切に我が農民の慘狀を述べ、宛も例の有名なるラチマール高僧が英王エドワード第六世の御前に於ける説教の如く、言々皆肺腑より出で、人をして大に感動せしむるに足るものありしが、氏の救済策なるものは日本の農業は皆小農にして是迄充分に地方を盡くすの途なかりしを以て、今後は進んで大規模の耕作法を採用し、上級土地所有者(大地主)の増加と共に大農業の發達を圖るべしと云ふのである、氏は先づ日本の小農の地位の危険なることを述べ、

小耕地ヲ有スル農民及其家族ハ全カヲ耕作ニ用フルノ要ナキガ故ニ傍ラ家内工業ヲ營ム者多シ、……歐洲ニ於テハ此家内工業ハ概テ機械又ハ蒸汽力ヲ利用スル大製造場ノ爲メテ漸次壓倒セラレテ太ニ困難ヲ極メ、終ニ持續シ能ハサルニ至レリ、是ニ由テ之ヲ觀レバ小農業ノ盛ニ行ハル、ハ將來社會ノ困難ヲ醸スモノト謂ハザルベカラズ(日本農民ノ疲弊三十頁)

と云ひ日本の小農の危険を將來に於ける副業の欠乏に歸するものゝ如くなるも、是れは固より大なる誤解であつて、機械工業の發達が農民の家内工業即ち副業を奪ふの形迹なきのみならず、更らに大に之を増加しつゝあることは、余の辨する迄もなく事實の明に立證する所である、且つ又歐洲に於ける大工業の發達が家内工

業を壓倒したりと云ふが如きも、確かに統計の否認する所であつて、此の點に於ける氏の意見は固より取るに足らざるが、氏は更らに進んで

試ニ見ヨ諸外國ニ於テハ良好ナル農具及機械ヲ採用シ、多數ノ家畜ヲ耕作ニ使用シ、肥料ヲ製造シ、新耕作法ヲ試用シ、從來植付ケザリシ植物ヲ試作スル等ノ事ハ皆學識アリ且富裕ナル大農民ニ由リテ始メテ實行セラル、ナリ(三十九頁)

と論じて、頻りに大農の利益を論じて居るのである、蓋しマイエット氏の此の説は當時我が上流社會の頭腦に反響したるものと見へ、某伯爵(後侯爵とならる)の如きは盛に大農論を鼓吹して、其の實行の急務を主張せられ、一時經濟界の大問題となりしが、爾來三十餘年を経過して、農業方面に於ける諸種の改良は、着々と進歩し、マイエット氏の所謂大農民に由つて始めて實行せらるると云へりし改良の多くは、皆現在小農制度の下に實行せられつゝあるに拘はらず、大仕掛けの機械(蒸氣電氣等の動力を使用する)を使用して、大規模の耕作に従事するの一點に至つては、内地何くにも大に發達するの兆候を示さるのである、即ち此の一點だけは人力を以て容易に打勝つこと能はざる地形上の妨害あるが故に依らずんばあらざるのである、

農民は一般に保守的である、従来長く習慣として従事し來つた集約的耕作法を一變して俄かに粗放的耕作法に改むることの困難なるも、亦確かに我が農民が大農法に進まざるの原因なるべきも、之を二三十年の歴史に徴するに、我が國民の習慣は經濟上利益の打算に於ては必ずしも斯くまでに頑固なるものにあらず、大農法が果して利益ありと知り、實際上之を實行し得ることを悟らば、三十年も三十年も躊躇して不覺を取るが如きものにあらざる事は之を他の事業に照らして余の疑はざる所である、然るに今に内地何處にも大に新式の機械を使用して大農法を試みる者なきは、其の實行の困難にして強いて之に従事するも、到底得失相償はざるか故に外ならざるを知るべし。

余が前段に述ふる所果して大過なしとすれば、我國に於ては將來恐らくは大農法が行はるるの時なかるべし、大農法行はれざれば少數大地主の爲めに全國田畑の大部分を占有せらるゝの弊を生ずること亦之れなかるべし、即ち遺産相続法の如きもの今後何時まで存続するとも、之が爲め大に土地分配の不平等を惹起して、社會的にその弊害に堪へざるが如き現象を呈出することなかるべきは明白で

ある、余は他の理由に依つて我國の長子相続の存続を不必要とし、到底永久に此の法を維持すべきものにあらざることを信する者なれども、單に土地の分配上に就て之を批評すれば、長子相続でも分割相続でも、別に體した差異はなく、今後農業上我々現在の人々が未だ豫想し得ざる大發見にても行はれざる限りは、將來先づ現狀の如き小農制度で繼續すべくして、而かも此の小農制度は社會問題として看察すれば勿論の事、然らずして單に經濟問題として批判するも、前途必ずしも悲觀すべきものにあらずと信するのである。